**「古平町事業支援給付金」申請受付要項（案）**

**１ 趣旨**

　　新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中、古平町内で経営する事業者（以下「町内事業者」という。）は依然として外出自粛要請等による観光客の減少等により大きな影響を受けています。

　　このことから、古平町は昨年度に引き続き、町内事業者が事業の継続等とするため、事業全般に広く使える古平町事業支援給付金（以下「給付金」という。）を給付することにより町内事業者がこの緊急時においても安定的に経営できるよう支援いたします。

**２ 給付対象者**

　　古平町事業支援給付金要綱（以下「交付要綱」という。）第２条及び第３条に該当する町内事業者。

**３ 給付金額**

　　（計算式）

**給付金額　＝　[令和元年年間事業収入－（令和３年対象月の事業収入×１２）]×１０％**

※ただし、上限額は１０万円とします。

**４ 給付方法**

　　銀行振込　　※申請書に記載された銀行口座へ振り込みします。

**５ 申請に必要な書類**

1. 古平町事業支援給付金交付申請書兼交付請求書

　　　・古平町公式ホームページからダウンロードしてください。

　　　　　　　（ＵＲＬ）<http://www.town.furubira.lg.jp/info/detail.php?id=189>

　　　　・ダウンロードできない場合は、次の機関で配布いたします。

古平町役場産業課　　古平町商工会　　東しゃこたん漁協 本所

1. 前々年の売上が確認できる書類

　　　　・確定申告書第一表、別表一の写し等

1. 対象月の売上が確認できる書類

　　　　・売上台帳の写し等

1. 振込口座が確認できる書類

・通帳の写し

1. 本人確認が出来る書類

・運転免許証、保険証、マイナンバーカードの写し等

　　⑤　宣誓書

　　　　・自署で提出

　　※上記以外にも、申請後、必要に応じ追加の書類提出を求めることがあります。

**６ 受付期間**

　　令和３年５月６日（木）から令和４年１月３１日（月）まで

**７ 受付方法**

①申請書を持参提出する方法

　　　　・受付期間内に必要書類を、次のいずれかの機関に提出してください。

　　　　　　古平町役場　産業課　商工観光係　　℡ ４２－２１８１（内線４５、５２）

　　　　　　古平町商工会　　　　　　　　　　　℡ ４２－２３７７

　　　　　　東しゃこたん漁協　本所　　　　　　℡ ４２－２５１１

　　②申請書を郵送する方法

　　　　・必要書類を簡易書留や一般書類、レターパック（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

　　　　・送付先　046-0192　古平町大字浜町40番地4　古平町役場 産業課 商工観光係

　　　　※令和４年１月３１日（月）の消印有効です。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

　　　　※申請書の返却はいたしません。

**８ 支給の決定**

　　①申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは給付いたします。

　　　なお、後日、交付決定通知書を発送いたします。

　　②一方、申請書類の審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不交付決定通知書を発送いたします。

　　※審査の中で、不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ― | 右の給付日に振込むための受付期間 | 給付日（指定口座振込日） |
| 第１回 | ５月　６日（木）～５月　７日（金） | ５月２０日（木） |
| 第２回 | ５月　８日（土）～５月１４日（金） | ５月２７日（木） |
| 第３回 | ５月１５日（土）～５月２１日（金） | ６月　３日（木） |
| 第４回 | ５月２２日（土）～５月２８日（金） | ６月１０日（木） |
| 第５回 | ５月２９日（土）～６月　４日（金） | ６月１７日（木） |
| 第６回 | ６月　５日（土）～６月１１日（金） | ６月２４日（水） |
| 第７回 | ６月１２日（土）～６月１８日（金） | ７月　１日（木） |
| 第８回 | ６月１９日（土）～６月２５日（金） | ７月　８日（木） |
| 第９回 | ６月２６日（土）～７月　２日（金） | ７月１５日（木） |
| 第10回 | ７月　３日（土）～７月　９日（金） | ７月２２日（木） |

　　　　※以降、順次上表と同じペースで令和４年１月３１日（月）まで受付

**９ その他**

　　町が給付金を給付後、これの全部又は一部を取り消すこととなった場合は、給付した給付金の全

　部又は一部を返還していただきます。

**１０ お問合せ先**

　　古平町役場　産業課　商工観光係　　４２―２１８１（内線４５・５２）